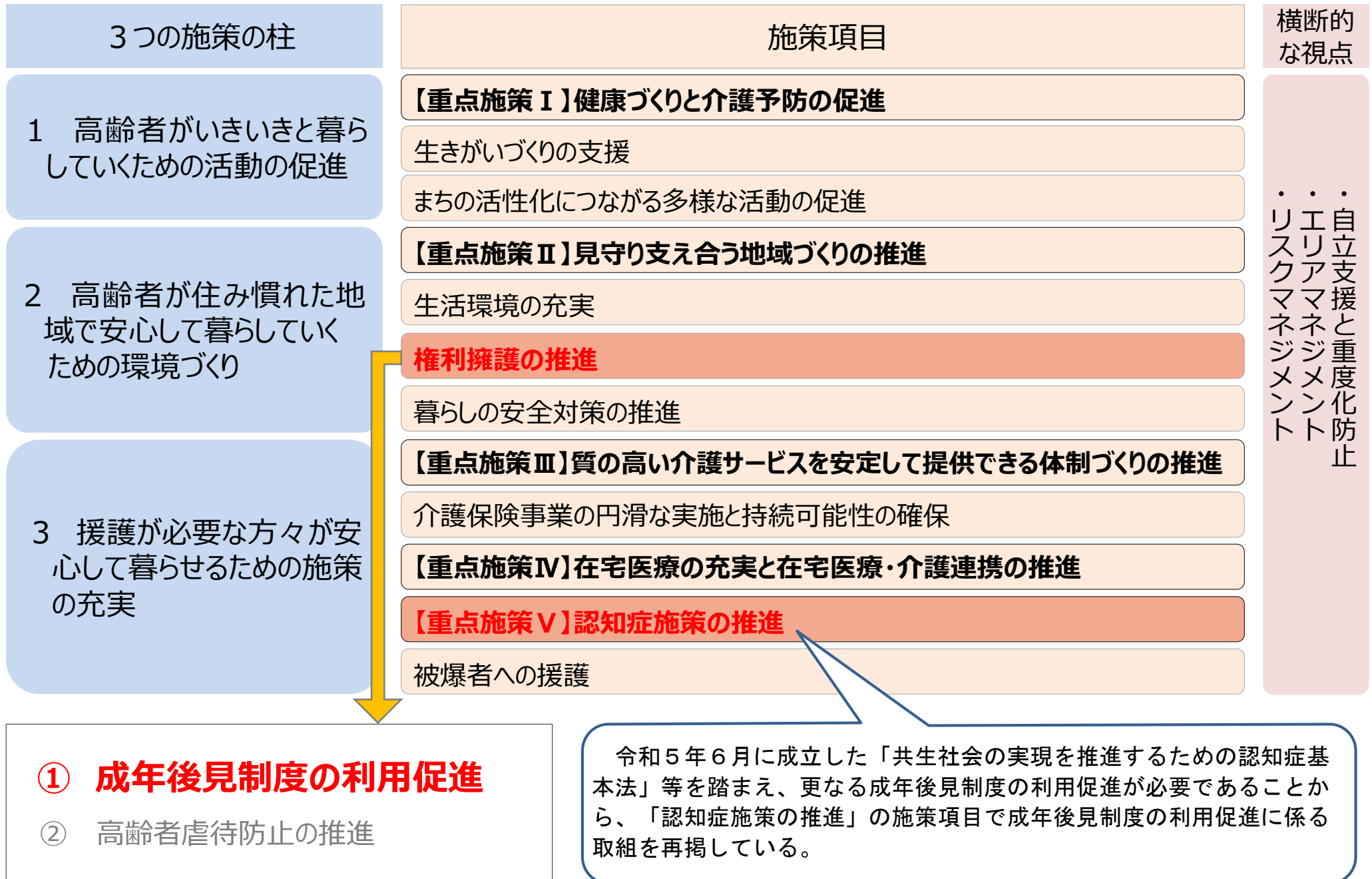


第9期広島市高齢者施策推進プラン(広島市成年後見制度利用促進基本計画)の策定について



○ 権利擁護の推進【成年後見制度の利用促進】

認知症の人をはじめとする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向け、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」等に基づき、成年後見制度の利用促進に必要な施策を推進します。

取組内容（広報・相談・制度利用促進・後見人支援）

○ 地域において権利擁護支援の必要な人を発見し、本人の意思を尊重した適切な支援につなげるため、医療・福祉・司法・行政等による地域連携ネットワークの連携強化を図るとともに、親族や福祉・医療・地域の関係者及び成年後見人等で構成される本人の見守りや必要な対応を行う権利擁護支援チームを支援します。

○ 地域連携ネットワークの機能が適切に発揮できるよう、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職団体や福祉関係団体等が連携し、**地域課題の解決に向けて協議するための地域連携ネットワーク推進会議を開催**します。また、成年後見制度の利用促進における中核機関である広島市成年後見利用促進センターが**制度の普及啓発**を行うほか、**専門職との連携による権利擁護支援チームへのアドバイザーの派遣や相談会**などを実施します。

○ 市民後見人養成事業による研修修了者に対し、知識の維持・向上を図る機会を提供するとともに、**市民後見人に対する専門職等によるサポート体制を整え、助言等**を行います。また、**市民後見人の受任者調整の対象を拡大し、地域における後見業務の担い手の確保**に取り組みます。

○ 身寄りがなく判断能力が十分でないため財産管理等ができない高齢者等に代わって、本市が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行うとともに、**成年後見人等への報酬を支払う資力がない成年被後見人等に対する支援の充実**を図ります。

保健・医療・福祉の専門職を対象とした成年後見相談室への相談事例について

【相談事例①】



家庭裁判所への定期報告書類及び病院への未払金に関する合意書等についての確認してほしい。



定期報告書類について、主に付加報酬の部分や財産目録、収支表の添付書類の付け方などを助言。

未払い金に関する合意書の内容や押印についての助言。

【相談事例②】



親族による虐待被害者の市長申立てについて、虐待加害者に伝えないといけないのか。

虐待加害者の関係者とのトラブルも想定されるが、今までにそのような事例があるか。



虐待対応での申立ての場合は養護者への調査は省略可であることなど、虐待対応事案の市長申立てについて事案に即して助言を行う。

【相談事例③】



保佐申立て検討中の入院患者がおり、本人は自分のお金を自分で管理したいという思いがある。

最近、多額の財産を相続したため、相続財産のみ保佐人に管理してもらい、本人のお金は本人自身が管理することはできるのか。



保佐開始申立時から保佐人候補者に関わってもらう。その後の財産管理では、本人が通帳を持つこともある。

※ 専門職による継続支援となる。

【相談事例④】



申立書類の書き方について、教えて欲しい。



財産目録、収支予算表作成時の留意点や申立ての流れ、申立てから確定までの期間の目安等について助言を行う。

市民後見人による後見事務の実施状況(事例)について

		事例① 選任期間:1年4か月	事例② 選任期間:10か月
市民後見人 (年代/受任形態)		40代 / 複数後見 (社協)	70代 / 複数後見 (社協)
本人 (年代/居住状況/類型・障害等)		90代 / 入所中 / 後見 / 認知症	80代 / 入院中 / 後見 / 認知症
活動内容	財産管理	・ 収支の管理、収入に関する諸手続 ・ 毎月の施設利用料等に係る口座引落しの確認、施設預け金の補填等 ・ 生活課への施設利用料（請求書）の写しの提出、収入・資産申告書等	・ 収支の管理、収入に関する諸手続 ・ 毎月の施設利用料等に係る口座引落しの確認 ・ 入院費の未払金の支払い ・ 生活課への収入・申告、入院費の請求書・領収書（写）の提出等
	身上保護	・ 定期訪問（1回/月以上）、面談 ・ 関係者（入所施設、病院等）との連絡 ・ 介護保険、生活保護に関する必要な手続	・ 定期訪問（1回/月以上）、面談 ・ 関係者（病院）との連絡 ・ 介護保険、生活保護に関する必要な手続
今後の方針		・ 定期的な訪問により本人と面談し、心身状況の確認を行う。 ・ 施設職員に生活状況や心身状態について聞き取りを行う。 ・ 定期受診時や入退院が必要な場合は手続等を行い、医師に病状や治療方針の確認を行う。 ・ 現在入所した施設は、生活保護対象外の施設であるため、生活保護対象の施設に転居しなければならない。入所となった際には、引っ越し業者等の手配や住民票等異動の手続を行う。	・ 定期的な訪問により本人と面談し、心身状況の確認を行う。 ・ 施設職員に生活状況や心身状態について聞き取りを行う。 ・ 同病院内で病状によって医療病棟、介護医療院へ転院することがあるため、必要場合は手続等を行い、医師に病状や治療方針の確認を行う。 ・ 入院費の未払金の支払いについて合意書を交わした。本人の生活等に支障がない範囲で毎月支払いを行う。

成年後見制度利用支援事業に係る報酬助成の対象拡大について(案)

経 緯

現在本市では、報酬助成の対象要件を「生活保護受給者等」及び「生活保護受給者等と同等の状態であると認められる者」としているが、成年後見人や親族等から、「収入や資産の要件が厳しく、対象者を拡大してほしい」といった声が寄せられている。

また、国からは、生活保護受給者以外の低所得者についても広く助成の対象とするよう、各自治体において令和6年度末までに見直すよう求められていることを踏まえ、次のとおり制度拡充することとしている。

対象要件

本事業の制度拡充を含む令和6年度当初予算案は、現在市議会で審議中

現 行	改正案
生活保護受給者等	生活保護受給者等（現行どおり）
収入・資産等の状況から生活保護受給者等と同等の状態であると認められる者	次の全ての要件に該当する者 【拡充】
 	① <u>市民税非課税世帯</u>
	② <u>本人の年間収入が150万円以下</u>
	③ <u>本人の預貯金が350万円以下</u>
	④ <u>本人が扶養を受けていない。</u>
	⑤ <u>本人が活用できる資産を有していない。</u>

対象要件、開始時期、申請手続等の詳細については、現在検討中。